

米国特許/Japio権利移転データベースサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、一般財団法人日本特許情報機構（以下、「Japio」という。）が提供する「米国特許/Japio権利移転データベースサービス」（以下、「本サービス」という。）を第3条に定める会員の方がご利用いただく際に会員とJapioとの間で成立する利用規約（以下、「利用規約」という。）の条件を定めるものです。

第2条（本利用規約の範囲及び変更）

1. Japioは、第3条に定める会員に事前の通知をすることなく、本利用規約を変更することができます。

2. 本サービスにおいて、個別のサービス内容に関する利用規定（以下、「利用規定」という。）が設けられる場合には、第3条に定める会員は当該サービスを利用規定に従ってご利用いただくものとします。利用規定は本利用規約の一部を構成するものとし、本サービスにおいて事前に発表することにより指定日時以降発効するものとします。

第3条（会員、利用申込の受付、承諾）

1. Japioは、Japioが別途定める方法で本サービスの利用申込者（以下、「利用契約者」という。）から利用契約の申込を受け付け、必要な審査等を行った上で、当該申込に対し承諾の有無を利用契約者の方に通知するものとします。

2. 前号にてJapioが承諾した利用契約者の方へ本サービスのユーザーID及びパスワード（以下、「ユーザーID等」という。）を発行することで利用申込に対し利用承諾の効力が生じ、利用契約者及び当該利用契約者が当該ユーザーID等の使用を許可した利用者は、本サービスの会員となり（以下、「会員」という。）、会員とJapioとの間で本利用規約を内容とする利用契約が成立するものとします。

第4条（ユーザーID等のご使用・管理）

1. 会員は、ユーザーID等の使用及び管理についてすべての責任を負い、発行されたユーザーID等以外のID等を使用して本サービスを利用することはできません。

2. Japioは、会員のユーザーID等の使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因する会員の損害については、一切責任を負わないものとします。会員のユーザーID等によって本サービスの利用がなされている限り、第三者が不正に利用した場合であっても、会員は本サービスの利用料金の支払義務を負うものとします。

3. Japioが承諾した利用契約者の方に発行したユーザーID等は会員のみが利用できるものとし、第三者に使用させること、譲渡、貸与、名義変更、質入、相続等をすることはできません。

4. 会員は、ユーザーID等を紛失し、又は第三者による盗用等若しくは不正使用の事実を知ったときは、直ちにその旨をJapioに通知いただくものとします。また、会員は、本サービスの利用に際して本サービスに何らかの異常を発見したときは、直ちにその旨をJapioに通知いただくものとします。

第5条（契約期間）

1. 利用契約は、第3条第1項に定める利用契約者の方への通知に記載された利用開始日から1年間存続するものとします。

2. 利用契約者又はJapioのいずれか一方から、契約期間満了の1ヵ月前までに相手方に対して本サービスの利用契約終了について書面による意思表示がない限り、利用契約は自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

第6条（届け出事項の変更）

利用契約者は、名称、所在地、部署、担当者、電話番号、FAX番号、電子メールのアドレス等、利用申込の内容に変更が生じた場合には、Japio所定の手続により速やかにJapioに通知いただくものとします。変更は、変更届けにより登録が終了した時点で完了したものとします。なお、変更の届出がなされなかったことにより会員が不利益を被った場合であっても、Japioは会員に対し一切責任を負わないものとします。

第7条（設備等に関する責任）

1. 会員は、本サービスのご利用に必要なコンピュータ、通信機器、電話回線、ソフトウェアその他全ての機器設備を、自己の責任と費用負担において準備のうえ、設置していただくものとし、Japioはこれら機器設備について一切責任を負わないものとします。

2. 会員は、Japioが別途定める方法に従い、会員の責任と費用負担で本サービスに接続していただくものとし、本サービスのご利用に必要な電話料金、専用回線使用料、回線使用申請手数料一切を会員が負担していただくものとしま

す。

第8条（本サービスの内容等）

1. 本サービスにおいてJapioが会員に提供するサービスの内容は、適宜設定し、その時点で提供可能なものとします。
2. Japioは、自らの判断により、会員に事前の通知をすることなく、本サービスにおいて会員に提供するサービスの内容の追加、変更、部分改廃等を行なうことができるものとします。
3. Japioは、本サービスにかかるシステムの保守点検及び不測の事態の発生等により、会員に事前の通知をすることなく、本サービスの提供を一時的に中断又は停止することができ、会員はこれを予め承諾するものとします。
4. 前二項による本サービスの追加、変更、部分改廃、中断又は停止等により会員に生じた損害について、Japioは一切責任を負わないものとします。

第9条（本サービスに関する保証）

本サービスは、Japioが自ら保持する情報、公開された情報及びJapio以外の情報提供者から得た情報等をデータベース化し、会員にその利用を許諾するものであり、本サービスを通じて会員に提供される文章、データ、図表、音、映像、ソフトウェア、検索結果、利用の成果及びその他一切の情報等について、その完全性、正確性、信頼性、有用性等いかなる保証も、会員に対して行わないものとします。

第10条（免責事項）

1. Japioは、会員が本サービスを利用することにより発生した一切の損害（情報入手の遅延若しくは困難、情報の滅失若しくは損壊、その他財産上の損害を含むがこれらに限定されない）について、一切の保証及び責任を負わないものとします。

2. 会員及びJapioは、次の各号に掲げる事由又は当事者の支配を超えたその他の事由により会員、Japio又は第三者が被った損害（サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失又は損壊等の損害を含む）については、互いにその責を負わないものとします。

- （1）地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など当事者の支配を超えた事由により生じる損害
- （2）電子計算機、通信回線の障害、電力事故、輸送機関等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害
- （3）法令制度の改廃又は公権力による命令処分により生じる損害
- （4）第三者の物理的又は電子的侵害行為（ウイルス、有害コード、ハッキング等不正アクセス行為を含む）による損害
- （5）ハードウェア又はソフトウェアの不具合による損害
- （6）本サービスの操作ミス、又は会員が設置若しくは維持管理するハードウェア又はソフトウェアの障害に起因する損害
- （7）Japio以外の権利者のソフトウェア又はデータの誤謬に起因する損害、会員のサービス又はネットワークの不具合に起因する損害
- （8）Japioの予知できなかった設備、ソフトウェアの不具合、トランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因する損害
- （9）本邦内外の電気通信事業者又はインターネット接続プロバイダーの責に帰すべき故障、アクセス不能又は性能の劣化に起因する損害
- （10）本サービスの内容の追加、変更若しくは部分改廃又は情報等の更新に起因する損害
- （11）その他、本利用規約において免責されている事象に起因する損害

3. 会員が、本サービスの利用に関連して、第三者に対して損害を与え、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、会員の責任と費用負担でこれを処理し解決していただくものとし、Japioに損害を与えないものとします。

4. 会員が本利用規約に違反した行為又は不正若しくは違法な行為によってJapioに損害を与えた場合には、Japioは当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第11条（会員による本サービスの利用範囲）

1. 会員は、本サービスを通じて入手した情報（テキストダウンロードデータも含む）を会員の同一法人内で通常業務の範囲における内部的な使用以外の目的に使用しないものとします。なお、関連会社及び子会社の利用は、外部の取り扱いとし、個々に別途利用契約が必要となります。

2. 会員は、本サービスを通じて入手したいかなるコンテンツ等も第三者に開示し、又は複製、販売その他いかなる方法においても第三者に提供することができないものとします。但し、Japioに事前に届け出ることにより、「調査業務に関する利用規定」（別紙）に従って本サービスを調査業務に使用することができます。

3. 会員は、本サービスを通じて入手した情報等の利用について、本利用規約において指定された条件に従うものとし、それ以外のいかなる方法によっても、情報等を利用することはできないものとします。

第12条（禁止事項）

1. 会員は、本サービスのご利用において、以下の行為をしてはならないものとします。会員が、本サービスのご利用において、以下の行為を行い、又は行う恐れがあるとJapioが判断した場合には、Japioは当該行為を差し止めるために適切な措置を講じることができるものとします。

- (1) 他の会員のユーザーID等を不正に使用する行為
- (2) Japio又は第三者の権利又は財産を侵害する行為
- (3) Japio又は第三者に不利益を与える行為
- (4) 本サービスの運営を妨げ又は信用を失墜する行為
- (5) 法令若しくは公序良俗に反する行為又は犯罪行為
- (6) その他Japioが不適切と判断した行為

2. 前項で禁止される行為を会員が行った場合には、その行為に関する一切の責任は当該会員が負い、かかる行為によってJapioに損害を与えた場合には、会員はJapioが被った損害を賠償していただくものとします。

第13条（機密保持）

Japioは、会員から開示・提供を受けた情報を、当該情報に直接携わる必要のある役員及び従業員以外の者、並びに第三者に対して開示・漏洩してはならないものとします。但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではないものとします。

- (1) 知得時に公知のもの
- (2) 知得後に自己の責に帰し得ない事由により公知になったもの
- (3) 知得前又は知得後に第三者より機密保持義務を負うことなく知得したもの
- (4) 知得前又は知得後に第三者より機密保持義務を負って知得したもののうち、当該機密保持義務を負わなくなったもの
- (5) 知得前又は知得後に機密情報によらず独自に開発・取得したもの
- (6) 管轄官公庁の要求又は法令に基づき開示される情報

第14条（個人情報関連）

1. Japioは会員から提供された情報のうち、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下、「個人情報」という。）が含まれる場合には、次項及び第三項のとおりに取り扱うものとします。

2. Japioは、受領した個人情報を個人情報の保護に関する法律及び関係する法令、国が定める指針その他の規範を遵守して適正な取り扱いを行うものとします。

3. Japioは、本サービスに際して知り得た会員の個人情報は善良な管理者により厳重に管理し、第三者に対して開示又は漏洩いたしません。

第15条（利用契約に基づく権利譲渡等の禁止）

会員は、利用契約に基づく会員資格又は本サービスを利用できる地位を、第三者に移転、譲渡、貸与、質入等の処分をしてはならないものとします。

第16条（本サービスの利用料金等）

1. 本サービスの初期導入費及び利用料金、その算定方法及び支払方法等は、本利用規約で定める場合を除き、Japioが別途定める料金規定に従うものとします。利用契約者は、本サービスの初期導入費及び利用料金並びに利用料金に係る消費税・地方消費税及びその他賦課される税（以下、総称して「利用料金等」という。）をJapioが別途定める方法によりお支払いいただくものとします。

2. 利用料金等は、本サービスに係るサイトへの掲載等、利用契約者に事前の通知をすることにより、適宜改定されることがあります。料金規定を変更した場合には、本サービスは変更後の料金規定により提供されるものとします。

3. 前項の場合には、利用契約者は30日以内にJapioに対し書面による通知を行い、利用料金等の改定の効力発生日を以て利用契約を中途解約することができるものとします。その場合の料金は、利用料金等の改訂の効力発生日までの日割り計算とします。日割り計算方法は、Japioで定める方法とします。

4. 利用料金等は、原則として契約日及び契約更新日を基準に月毎の支払いとなります。なお、年間一括支払いも可能とします。

5. J a p i o は、会員より支払われた本サービスの利用料金等について、いかなる事由が生じても返還しないものとします。

第17条（本サービスの利用承諾の取消）

J a p i o は、会員が次のいずれかに該当すると自ら判断した場合には、会員への事前の通知及び催告を行なうことなく、本サービスのご利用の一時的停止をすることができ、又は利用契約を解除することにより本サービスの会員資格を取消することができますものとします。

この場合、会員は、すでに生じた本サービスの利用料金等について、J a p i o 所定の方法によりお支払いいただくものとし、また、J a p i o にすでに支払われた本サービスの利用料金等については払戻しの請求等は一切行うことができないものとします。

- (1) 利用申込内容に虚偽の内容があったことが判明したとき
- (2) 登録情報の改ざん、ユーザーID等の不正使用、本サービスの運営妨害などを行なったとき
- (3) 本サービスの利用料金等の支払を遅滞し又は支払を行わなかったとき
- (4) 本利用規約のいずれかに違反したとき
- (5) 手形、小切手の不渡りを発生させ、又は銀行取引処分を受けたとき
- (6) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 破産、民事再生、会社整理又は会社更生の申立てがあったとき
- (8) 営業を停止し、債務の任意整理を開始し、又は清算に入ったとき
- (9) その他信用を著しく失墜させたと認められる事由が生じたとき
- (10) 会員又は会員の構成員が所謂反社会的勢力に自ら所属あるいは関係しているとJ a p i o が判断するとき
- (11) J a p i o 所定の取引基準を満たさないとJ a p i o が判断するとき
- (12) その他会員として不適切な行為があったとき

第18条（存続条項）

会員が本サービスの利用契約を終了した場合でも、第9条、第10条、第11条、第12条及び第15条は契約終了後もその効力を存続するものとします。

第19条（協議事項・疑義）

会員及びJ a p i o は、信義を守り、誠実に本利用規約を履行するものとします。また、本利用規約に定めがない事項又は本利用規約の各事項の解釈に関する疑義については、会員とJ a p i o との間で誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

第20条（専属的合意管轄裁判所）

会員とJ a p i o との間の本利用規約及び本サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（準拠法）

本利用規約を内容とする本サービスの利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

附則

- 1 本規約は2016年11月1日から適用します。

米国特許/Japio 権利移転データベースサービス利用料金規定

第1条（目的）

1. 本規定は、米国特許/Japio 権利移転データベースサービス（以下、「本サービス」という。）の利用に際し、米国特許/Japio 権利移転データベースサービス利用規約（以下、「利用規約」という。）で定める本サービスの利用契約者（以下、「利用契約者」という。）が一般財団法人日本特許情報機構（以下、「Japio」という。）に対してお支払いいただく料金（以下、「利用料金」という。）について定めたものです。
2. 利用契約者は本規定に従っていただくものとします。また、本規定の変更、効力の発生および消滅に関しては、利用規約に準ずるものとします。
3. 本規定に定めのない事項については、利用規約に従うものとします。

第2条（支払方法）

1. 利用契約者は第3条で規定する本サービスの利用料金を請求書の受領後50日以内に請求書に記載された方法でJapioに支払っていただくものとします。なお、振込手数料は利用契約者の負担とさせていただきます。
2. Japioは、利用契約者からの支払いが定められた期日までになされなかったときは、支払い遅延日数に応じ、法の定める率により遅延利息を利用契約者に請求することができるものとします。

第3条（本サービスの利用料金）

1. 本サービスの利用料金は別紙の通りとし、利用契約者は月毎に本サービスの利用料金をJapioにお支払いいただきます。なお、年間一括のお支払いもすることができます。
2. 利用料金は、本サービスの利用者に事前に通知することにより、変更することがあります。

第4条（消費税）

1. 利用契約者がJapioに対して本規定に定めた利用料金は、消費税相当額を別途加算してお支払いいただくものとします。

附則

1. 本規定は2016年11月1日から適用します。

米国特許/Japio 権利移転データベースサービス
調査業務に関する利用規定

第1条 調査業務とは、利用規約第3条で定める会員が米国特許/Japio 権利移転データベースサービス（以下、「本サービス」という。）を利用して入手したデータを報告書の添付資料として編集、加工及び媒体変換し、会員の調査業務依頼元（「以下、「調査依頼元」という。）に対して提供又は販売をする業務をいいます。

第2条 会員は、Japio に事前に届け出ることにより、本サービスを調査業務に使用することができます。なお、本件調査業務終了後直ちにデータを削除するものとします。

第3条 会員は、調査依頼元に対し、報告書の添付資料であるデータを当該調査の目的以外に利用することが出来ない旨を当該会員の責任において伝えていただきます。

第4条 利用規約及び本利用規定において会員が遵守すべき義務を調査依頼元にも負っていただくものとし、調査依頼元が義務に違反した場合、調査依頼元の行為は会員の行為とみなし、会員は Japio に対し一切の責任を負っていただきます。

第5条 会員が利用規約及び本利用規定に違反した場合において、Japio が損害を被ったときは、Japio は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

附則

- 1 本規定は2016年11月1日から適用します。